(お知らせ)



手話で御意見を 御提出いただけ ます!

京都市会マスコットキャラクター またきち マタリーヌ 平成28年2月8日

市 会 事 務 局 (担当:調査課 La 222-3697)

「京都市手話がつなぐ豊かな共生社会を目指す条例(案)」に関する手話による 意見提出の受付及び意見提出希望者の募集について

京都市会では、現在、「京都市手話がつなぐ豊かな共生社会を目指す条例(案)」に対する市民の皆様の御意見を募集しています。

意見の提出は、郵送や電子メール等、文書によることとしておりましたが、京都市聴覚障害者協会から、手話による意見提出の実施についての要望があったことを踏まえ、日本語文書をコミュニケーションツールとして十分に活用することができないろう者の方に、より丁寧に対応するため、この度、手話による意見提出を受け付けることとしました。つきましては、下記のとおり意見提出希望者を募集しますので、お知らせします。

記

1 意見提出の受付の概要

1人当たりの所要時間は、約1時間を予定しています。 受付の概要は、おおむね以下のとおりです。

(1) 条例案の概要説明(希望される方のみ)

職員が口話で条例案の概要説明し、手話通訳者が手話で意見提出者の方に通訳します。

(2) 「手話」による意見申出

意見提出者が手話で意見を表明し、手話通訳者が口話で職員に通訳したうえ、職員が意見内容を文書化します。

(3) 「手話」による内容の確認

職員が文書を読み上げ、別の手話通訳者が手話で意見提出者に通訳し、内容を確認 していただきます。内容確認後、意見を文書で御提出いただきます。

2 募集の要領

(1) 応募資格

郵送、FAX、持参又は電子メールによる意見提出が困難で、かつ、手話での意見 提出を希望される方

※ 代理人の方により応募していただくこともできます。

(2) 募集定員

10名

※ 定員を超えた場合は抽選を行う場合があります。抽選の結果は、平成28年2月 16日(火)以降に、個別にお知らせします。

(3) 募集期間

平成28年2月8日(月)~2月14日(日)【必着】

(4) 応募方法

申込書(別紙)に必要事項を記入のうえ、郵送、FAX、持参又は電子メールにより応募してください。

- ※ 応募締切日から実施日までの期間が短いことから、なるべく郵送以外の方法で応募してください。
- ※ 御意見を提出いただく場合、その日時の通知が、実施の直前となりますことをあらかじめ御了解のうえ、希望日時を選択するように御留意ください。

(5) 手話による意見募集の実施日時・場所等

ア 日時

平成28年2月18日(木)·19日(金)

※ 時間は、意見提出者確定後に、個別にお知らせします。

イ 場所

市会モニター視聴室(京都市役所本庁舎2階)